

(最終) 契約変更の内容

変更契約年月日	令和 6 年 6 月 2 8 日
契約業者名	(株) 小野工業所
契約業者の住所	福島県福島市町庭坂字堀ノ内 3 - 1
工事の名称	R 4 国道 1 7 号笹目橋 (上り) 耐震補強工事
工事場所	埼玉県戸田市下笹目地先
工事種別	橋梁補修工事
工事概要 (変更した内容について記述する)	橋梁耐震補強工 (P 9 橋脚) ・ R C 橋脚巻立て鋼板製作工 1 5 . 6 t ・ 布製型枠撤去 3 7 2 m² ・ 布製型枠設置 1 8 6 m² ・ 仮設工 (鋼矢板精算 2 0 枚) ・ 仮設工 (敷鉄板 8 3 6 m²)
工期 (自)	令和 4 年 7 月 1 日
工期 (至)	令和 6 年 6 月 2 8 日
変更前の契約金額	2 3 7 , 5 3 4 , 0 0 0 円 (税込み)
変更金額	+ 4 6 , 0 9 0 , 0 0 0 円 (税込み)
変更後の契約金額	2 8 3 , 6 2 4 , 0 0 0 円 (税込み)
変更理由	本工事は、当初に想定のない既設橋脚のはつり作業等の増工により、令和 4 年 1 1 月から令和 5 年 5 月末まで第 1 渇水期に施工を完了させることが不可能になり、第 2 渇水期 (令和 5 年 1 1 月 1 日から令和 6 年 5 月末) に施工を行うことになったため、当初見込んでなかった作業土工数量及び既設の仮復旧護岸の撤去・復旧数量を増工する必要が生じた。 また、河川管理者との協議の結果、護岸を平ブロックによる原形復旧ではなく、管理しやすい大型の連接ブロックによる復旧を行うことになったが本工事では対応できないため、第 3 渇水期 (令和 6 年 1 1 月～令和 7 年 5 月) までは仮設の布製型枠による仮復旧とし、既設平ブロックを処分する必要が生じた。 工期を延長し、次渇水期にも作業を行うことになったため、当初見込んでなかった仮設工の設置撤去と仮設資材のリース期間の延長による賃料と仮設材運搬費を増工する必要が生じた。